平成24年第4回多賀城市議会定例会会議録(第4号)

平成24年12月19日(水曜日)

◎出席議員(18名)

議長 板橋 惠一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 惠子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員(なし)

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部理事(兼)保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 紺野 哲哉

建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 小野 史典

会計管理者 永澤 雄一

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 櫻井 友巳

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 鎌田 洋志

主幹 櫻井 道子

午前10時00分 開議

〇議長(板橋惠一)

おはようございます。

本日で12月の定例会、最終日です。また、本年平成24年の最後の定例会の日ですから、 内容のある審議をよろしくお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第4号のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議長(板橋惠一)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第99条の規定により、議長において竹谷英昭議員及び栁原清議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

〇議長(板橋惠一)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

(1番 柳原 清議員登壇)

〇1番(柳原 清議員)

私の質問は、保育所放射線検査体制の充実についてです。

福島第一原発事故から1年9カ月が過ぎましたが、原発の事故は収束するどころか、その

被害は拡大し、多くの被災者の方々は先の見えない苦しみのもとに置かれております。福島県では今も県内外への避難者は 16 万人に上り、避難先で命を落とされる方も少なくありません。放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現をしております。農業、漁業、林業や観光業を初め、あらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いております。原発事故はひとたび放射性物質が大量に放出されると、その被害が空間的にも時間的にも社会的にも限定なしに広がり続け、人類はそれを防止する手だてを持っておりません。この異質の危険が 1 年 9 カ月たった今でも猛威を振るっております。

さて、本市では、空間の放射線量率は徐々に下がってきております。今後心配をされているのは、食べ物を通じての内部被曝であると言えます。市内小中学校の給食の放射線検査は本年8月より毎日市内の検査機関で実施をしており、公立保育所の給食食材検査も12月1日より毎日行い、結果を市のホームページで公表しているところです。

ところが、民間保育所ではまだ週一、二回の検査にとどまっております。ある民間保育所の 職員にお聞きしたところ、本当は毎日測定をしてほしいのだが、食材を検査機関に持ってい く人手が確保できず、やむを得ず週一、二回の検査で我慢をしていると、こういうことでご ざいました。それでは、公立の保育所はどうして毎日測定できているのでしょうか。公立の 保育所では市こども福祉課の職員が保育所から検査機関へ毎日届けているそうです。

私は第3回定例会の一般質問で、公立、民間と区別をせずに毎日放射線検査をしてほしいと市長に要望いたしました。市長は「民間保育所も測定するように調整を進めている」とお答えになりました。しかし、実態は公立保育所は毎日、民間は週に1回、余りにも差があり過ぎるのではないでしょうか。民間保育所も市の認可保育所であり、保育内容に差があってはならないと思います。子供を持つ親であれば、我が子が毎日どのような食材を食べているかは最も気になるところであります。特に、細胞分裂が活発な乳幼児期は放射能に対する感受性が大人の数倍あると言われております。将来の子供たちの健康を考えれば、放射能の含まれている食べ物を食べさせるわけにはまいりません。運ぶ人手の問題で解決できることですから、例えばシルバー人材センターにお願いをするとか、毎日測定できる体制をつくる手だてを講ずるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長 (菊地健次郎)

柳原清議員の御質問にお答え申し上げます。

保育所給食の放射能検査体制の充実についての御質問でございますが、私立保育所給食の放射能測定検査につきましては、希望のありました保育所との調整により、11月中に一部 試行的に検査を実施し、今月から6カ所の保育所の給食食材について正式に検査を開始し ているところでございます。私立保育所の検査につきましては、各施設の希望を伺い、検査回数、検体数及び実施曜日など、それぞれの希望どおりに実施しているところでございます。 御質問のありました検査食材の運搬を委託するなど、放射能の検査体制の充実を図ることについてですが、宮城県のサンプル測定検査や市民持ち込み食材検査においても、食材の運搬につきましては各施設や個人の責任において対応していただくことを前提として行っておりますので、食材の運搬業務を委託する考えはありませんので、御理解を願います。 以上でございます。

〇議長(板橋惠一)

柳原清議員。

〇1番(柳原 清議員)

私の質問の一番の趣旨は、公立保育所は毎日測定しているけれども、民間は 1 週間に 1 回でとどまっていると。そういうふうに公立と民間で差をつけていいのかという点でありまして、児童福祉法によって公立保育所も民間保育所もその実施責任は市が負うということに決められております。公立保育所は毎日測定しているのに、民間は 1 週間に 1 回と、こういうふうに差をつけている現状では、やはり市の保育責任が問われるということであると思いますが、その点について市長はいかがお考えなのかということをもう一度お聞きしたいということと、あと運搬体制についてですが、個人で測定してほしいときは自分で検査機関まで持っていっているんだということですけれども、市が私の質問の中でシルバー人材センターに委託したらどうかということですけれども、市が私の質問の中でシルバー人材センターに委託したらどうかということを一つの例として申し上げましたが、そういう委託ができないのであれば、公立保育所みたいに市の職員が持っていくとか、あるいは非常勤や臨時の職員さんでもいいですけれども、そういう方に持っていってもらうということも考えられるのではないか。そういうところまで市がきめ細かく考えてあげないと、この放射線の検査を民間保育所が毎日行うということは私は難しいのではないかなと思っております。

そもそもの福島の原発事故がなければ、こういう放射線の検査も必要なかったわけでありますし、その責任がどこにあるのかと言えば、民間保育所にあるわけでもなくて当然保護者にあるわけでもありません。ですから、そういうことをそういう手が届かないところにこの市が手を差し伸べてやるというのは、私は非常に大事なことだと思うのですが、その点についてもう一度市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

ちょっと参考までに資料がありますのでお話し申し上げますけれども、現在検査を実施している私立保育所 6 施設ですね。検査に係る運搬などの負担が軽減された場合に検査回数をふやしたい意向があるか、聞き取り調査を行ったという回答があります。それによりますと、検査回数をふやしたいというのはそれなりに皆あるわけでございますけれども、週 1

回やっていたのをほぼ毎日と答えたのは 2 施設です。それから、検査回数をふやしたいというところで 2 週に 1 回やっていたのを週に 1 回程度というのが 1 施設、検査回数をふやしたいで月に 1 回が 2 週間に 1 回程度というのが 1 施設、現在の回数でよいというのが週 1 回のまま、2 週に 1 回のままで 2 施設というふうな状況でございます。ですから、柳原議員が言っているような本当に何回でも皆毎日のようにやっていただきたいというそういう回答は余りなかったという現状もあるわけでございまして、その辺のことですね、よろしく御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長(板橋惠一)

柳原清議員。

〇1番(柳原 清議員)

ただいま市長から保育所にアンケートを問い合わせたらそういう答えだったということでありますけれども、保護者の立場からしてみれば、これは当然毎日食べているものがどういうものを食べているのか、それに放射線がどれぐらい含まれているのかと、それを知りたいというのは当然の心情だと思います。保育所の職員の方がアンケートに答えられたというのは、やはりその検査するための負担が、今大変保育所も人手不足で大変な中で保育を行っている上に、さらにそういう測定するための負担がかかるということを考えると、毎日お願いするのはちょっと控えようかなというふうに考えてそういう結果になったのではないかなと私は推測するところでありまして、保護者の立場から言えば、当然毎日測定してほしいというのが本音だと思います。やはり子供の将来のことがかかっているわけですから、そういう命の重さに民間と私立と差をつけていいのかという問題でありますので、これをぜひ毎日測定してほしいという保育所も2カ所あったということでございますので、これはもう一度ぜひ検討をお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

これ裏づけがないわけではなくて、例えばことしの 11 月 30 日現在でございますけれども、宮城県の給食用食材サンプル測定検査ですっと県内の学校、保育所、幼稚園とこれ検体数が 1,423、5 月から 11 月まで、これ全て放射能検査が不検出。それから、多賀城市の給食用食材放射能検査、学校、保育所、8 月から 11 月まで、これ 391 検体でございますけれども、この全て不検出ということの裏づけがあってのことでございます。それから、いろいろと検査を希望しないと回答のあった施設でございますけれども、検査を希望しなかった理由として、「一般に流通している食材を使用しているため安全と判断した」というのが 4 施設、「注文弁当のため安全と判断した」というのが 2 施設、「家庭から弁当を持参しているため不要と判断した」というのが 1 施設、いろいろそういうふうなバックデータを得た上での御回答を申し上げているわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

不足の点があったら、保健福祉部長、ないですか。よろしくお願い申し上げたいと思います。 〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員の登壇を許します。

(16番 昌浦泰已議員登壇)

〇16番(昌浦泰已議員)

私の質問は2つ、最初の質問は、大災害に対する防災危機管理対策についてです。

今年8月6日、多賀城市区長会市政懇談会の席上にて、市長から区長に対して、多賀城市が災害に強い町として生まれ変わるには、ハード整備とあわせて市、地域、住民個人それぞれが主体的に行うソフト部分での取り組みが必要、このようなソフト部分での取り組みを効果的に推進、促進するためには東日本大震災を経験して見えてきた課題、教訓及び必要な取り組みの方向性について市と地域住民とで共有した上で、それぞれの取り組みに反映することが前提となる。そこで、市職員と地域住民との対話により全体で東日本大震災を振り返り、市、地域住民、個人それぞれにとって今後必要となる情報を収集、共有化をするために、振り返り事業を実施する旨、説明がなされました。

8月10日には、区長宛ての通知文が出され、班ごとに区長と調整を開始し、9月から11月に班ごと各3回程度の地域懇談会が実施されました。

私が住まいする東田中南地区は、志引、高崎、東田中地区と一緒の班で10月2日、16日、30日の3回にわたり、高崎中学校を会場に実施されました。私は16、30の2回に出席し、住民の声を生で聞くことができました。私は、10月30日の高崎中学校からの帰り道、市当局は振り返りを実施しているが市議会議員としてあの東日本大震災の前と後を振り返る必要がある。自分自身の体験を踏まえ、市当局と議論をしたいという思いに駆られ、きょうの質問の稿を起こしました。

そして、質問の冒頭をキーボードに打ちながら構想を練っている最中の 11 月 22 日に、NHK のニュースウェブで世界最大級の地震はマグニチュード 10 前後という気になる情報を得たのです。この分析結果は、11 月 21 日に東京都内で開かれた地震の専門家の会合で、東北大学大学院の松澤暢教授が報告しました。北アメリカからカムチャッカ半島、そして日本の太平洋側を沿って南に延びる海溝沿い 8,800 キロの断層が 20 メートルずれ動くと、マグニチュード 10 になるとしています。こうした地震が起こると、揺れの長さは 20 分から 1 時間ほど続き、揺れがおさまる前に津波が来て何日も続くことが考えられると松澤教授は指摘しています。その上で松澤教授は、「マグニチュード 10 が絶対起こると考えているわけではない。東日本大震災でマグニチュード 8 クラスまでしか起こらないと思っていたらマグニチュード 9 が起きたので、わずかでも可能性があるならばどういうことが起こるか、事前に理解しておくことは必要だ」と話しています。ちなみに、マグニチュード 10 は去年の巨大地震の 32 倍の規模になります。私はこの情報を得て、すぐにでも次の震災の準備に取りかかるべきだという思いに駆られました。その準備のためにも今回の質問が大事だと私は考えております。

平成 24 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発災した太平洋プレート全体に及んだ連動型の巨大な地震と、それにより起こされた大津波の東日本大震災から既に 1 年 9 カ月が経過しました。本市においては、行方不明者 1 人を含む 189 人ものとうとい命が奪われ、北は青森県から南は千葉県に至るまでの地域に甚大な被害をもたらしました。東日本大震災においては、今なお行方不明となっておられる方々を含めると 1 万 8,600 人以上の方が犠牲になっております。改めて哀悼の意を表したいと思います。

東北大学の地震関係の権威ある教授や国土交通省の防災官などがメンバーであった宮城県 防災会議では、宮城県沖を震源とする単発型巨大地震から太平洋プレート全体がかかわる 連動型巨大地震が既に想定されており、気仙沼市周辺で 10 メートル、仙台湾でも約3 メートルほどの巨大な津波が押し寄せることはシミュレーションされ、公表されておりました。当然ながら、この情報は本市にも届いていたと思われます。そして、本市でも十分に検討されていたと考えます。震災前に本市において、宮城県防災会議のシミュレーション結果を踏まえてどのような対策を講じていたのか、この場をおかりして振り返り検証したいと存じます。

少なくとも東日本大震災発災の 10 年ほど前から、地震と津波を伴った連動型地震の発生は 90%以上の高い確率で予想されていました。しかしながら、津波に対する対策がなされていなかったと言わざるを得ません。なぜ本市では津波に対する対策を講じていなかったのでしょうか。わずかに平成 21 年に全戸配布したハザードマップに洪水予測エリアを表示しておりましたが、それは雨水による洪水に力点が置かれておりました。大災害時においては、一般電話がほとんど使用できない状態になることは、1978 年、昭和 53 年 6 月 12 日 17 時 14 分発災の宮城県沖地震を経験した市民なら誰もが承知している事実です。本市の旧型の防災無線がNTT 回線を使用したもので、いまだに当時防災無線からの放送が聞こえなかったと訴える市民は後を絶ちません。震災以前に災害時に本当に機能するのかという基本性能をチェックすべきではなかったのではないでしょうか。防災への強い認識と危機管理能力があれば、菊地市政となってからでも性能チェックをしていれば、疑問を持つことは可能であったと思います。この 1 点だけでも行政側に防災に関する認識と危機管理が欠如していたと判断せざるを得ないのです。

3・11 以降、市は3億1,183万3,200円の巨費を投じて、新型の防災無線53基を設置しました。今年11月5日の津波の日、訓練のため実際に作動させたところ、モーターサイレン3基が稼働しませんでした。それに設置後は聞こえない、聞き取りにくいという苦情が私にも、この議場におられる他の議員の皆様にも寄せられております。約3億1,200万円の巨費をかけて設置したにもかかわらず、成果としては芳しいものとは到底言えません。去る12月5日の東日本大震災調査特別委員会にて、11月5日の防災訓練の実施結果等についての協議において、総務部長から防災無線53基の特にモーターサイレンに関しても確実に稼働するか確かめもせずに業者から引き渡しを受けたことが判明しました。危機管理が欠如という生易しい次元を超えて、人任せ危機管理そのものではないでしょう

か。設置してからも同一業者によるメンテナンスは可能と伺い、少しは安心しました。 そこへ、12月7日午後5時17分、三陸沖を震源とするマグニチュード7.4の地震と、 それに伴う津波警報が発令されました。11月5日の結果を受けて点検整備されたモータ ーサイレンや防災無線で警報の発令及び避難を呼びかける広報がなされ、指定避難所15カ 所に約1,110名が避難できましたことは、ようやく防災無線装置が生かされたと私は安堵 いたしました。津波は午後6時45分に貞山運河で高さ40センチを観測いたしましたが、 被害はなく、午後8時に災害対策本部が解散され、その折議長室に詰めておりました私も 帰宅の途につきました。

なお、この地震と津波警報により、仙台新港からの車が本市に殺到し、県道仙台塩釜線や市南部の市道も車があふれ、信号無視で通行する車両も続出したとのことです。車の避難に対して一定のルール化とルート別避難、分散避難化、その対策を講じるよう、桜木在住者から要望が相次いでおります。この場をおかりして市当局に申し上げます。

そこで提案いたしますが、防災無線のメンテナンスと震災記憶の風化防止のために、毎月 11 日の午後 2 時 46 分に試験放送をされてはどうでしょう。差し当たり来年の 3 月 11 日から毎月の放送を始めてはどうでしょうか。この時期に実施の意思決定がなされれば、広報たがじょうに前もって掲載可能であり、報道機関の協力により市民の皆様方への周知も十分行き渡ります。市当局の決断をお願いいたします。

一番、私が市当局に聞きたいことを申し上げます。ここで総括をしなければ時期を失すると考えたからです。本市の危機管理に関する考え方の変遷を知りたい。そう思いましたので、質問用紙(4)に記載しました事柄について、項目順に御回答願います。

質問通告書に記載した(1)震災前に本市において宮城県防災会議のシミュレーションの結果を踏まえてどのような対策を講じたのか、御回答を願います。

- (2) 震災前、市の津波に対する対策はどのようなものだったのでしょうか。
- (3) 来年の3月11日から毎月11日の午後2時46分に、防災無線のメンテナンスと震災記憶の風化防止のために試験放送をされてはどうでしょう。
- (4) 災害に対する危機管理について、大震災発生前と発生直後にあってそれぞれの重要な項目及びその優先順位順に御回答願います。

以上、4点について御回答を願います。

次の質問は、震災体験の伝承の核についてです。

市長は、地震・津波ミュージアム、国立の(仮称)地震・津波博物館及び研究所等附帯施設の誘致建設をお考えのようです。多賀城市震災復興計画には、「震災経験の伝承と世界への発信」という文字が明記されています。私は、震災体験の伝承の核については、震災発災と同時に開設された災害対策本部の日誌と市内 15 カ所に設置された避難所日誌の 2 点が、後世に語り継ぐ際にも、これからの避難所運営に資する点からも大変重要と考えます。さきの質問にて触れました振り返り事業でも成果以上のものがこの 2 点からは得られるはずです。また、仮設住宅における業務管理日誌も同様ですが、現在も仮設住宅における生活は継

続中でありますし、個人的な情報も多い点から、将来学術的な資料という限定されたもので の利用が考えられます。

今年 10 月 25、26 日の両日、私は自治体議会政策学会主催の第 14 期自治政策講座 in 盛岡に参加しました。25 日の講義で、岩手県防災危機管理監の越野修三氏から、東日本大震災における岩手県災害対策本部の対応について多くを学びました。特に印象に残ったのは、越野氏は災害対策本部の活動記録は必ず残しておくことを何度も繰り返しお話しくださいました。この方は、平成7年に陸上自衛隊第 13 師団第 3 部長のときに災害派遣部隊として阪神・淡路大震災に従事した経験がおありで、いわば危機管理のスペシャリストです。その方が何度も記録の重要性に言及されたことが私の記憶に残っており、最初の質問の趣旨の延長から今回この質問となります。

そこで、質問通告書に記載したいずれも東日本大震災における(1)市災害対策本部の日誌 はおありでしょうか。

- (2) 市内 15 カ所の避難所日誌はおありでしょうか。
- (3) 仮設住宅管理日誌は将来研究の対象として資するものでしょうか。
- (4) 震災経験を伝承する核となるのは、市としては何だとお考えでしょうか。

以上、4点について御回答願います。

〇議長(板橋惠一)

昌浦泰已議員、先ほどの質問要旨で「平成 24 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発災した太平洋プレート」と御質問されましたが、これの訂正をお願いします。

〇16番(昌浦泰已議員)

すみません。もう一回します。平成23年。年を間違っておりました。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

昌浦泰已議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、大災害に対する防災危機管理対策についてですが、宮城県第3次地震被害想定では、昭和53年の宮城県沖地震を考慮し、海洋型地震の単独発生と連動型発生の2パターンを想定しておりました。被害の大きい連動型で御説明いたしますと、マグニチュード8.0、予想震度は6弱から6強、建物の全壊・半壊が1,600棟、火災は冬場で170棟、死者3人、負傷者260人、避難者4,350人余りで、本市ではこの想定に基づき備蓄計画や資機材の整備を図っておりました。

次に、津波の想定でございますが、連動型による津波の到達時間は54分、最高水位はTP2.5メートル、砂押川と栄4丁目、大代1丁目のJX日鉱日石エネルギー株式会社仙台製油所周辺で60センチから1メートルの浸水が見込まれて、避難対象区域は大代、栄、宮内、明月、桜木、八幡、町前地区となっておりました。多賀城東小学校や多賀城中学校、天真小

学校などに速やかな避難を呼びかけるとともに、要援護者や通過車両の乗員などについては津波避難ビルとして 14 カ所の民間施設と協定締結し指定しておりましたが、こちらの利用も図ることとしておりました。

次に、防災行政無線のメンテナンスについてでございますが、毎日正午と午後 5 時に時報がわりに放送しているチャイムで作動状況を確認しております。また、モーターサイレンについては、緊急かつ差し迫った状況を知らせるという手段であることから、頻繁に吹鳴することは考えておりませんが、11 月 5 日のような事態が生じないよう自主点検を毎月定期的に実施してまいります。なお、来年の3月11日については、東日本大震災から2年となりますことから、震災が発生した午後2時46分にモーターサイレンを鳴らす予定でおります。犠牲者への鎮魂と慰霊の意をあらわすとともに、改めて市民それぞれが震災に対する思いを見つめ直し、次の災害へ備える日にしたいと考えております。

最後の危機管理の御質問でございますが、震災発生前、発生直後とも、基本的には地域防災計画に定めた手順に従い行動することになります。地震発生前においては、津波浸水域予測図等をもとに津波から住民を安全に避難させるために避難路、指定収容避難所、待避場所となる津波避難ビルを指定するとともに、それらを被災したハザードマップを作成し周知するとともに、訓練を通じて住民一人一人が迅速、適切な避難行動ができるよう備えることなどでございます。実際の災害発生時においては、直ちに警戒態勢を整え、正確な情報の把握を行い、住民等に対しサイレンの吹鳴を初め防災行政無線、市広報車及び消防団による避難を呼びかける広報を行うこととなります。去る12月7日の津波警報発令の際にとった対応がそれに当たります。以後の対応については、現地班、消防団からの情報に基づく対応のほか、避難所の開設と避難者の収容等、状況の変化、時間の経過とともに、収集される情報に基づいた対応を行う手順となっております。

以上のとおり、基本的にはこのたびの大震災の前と後とで大きく異なる点はないものと思われますが、県防災会議からのシミュレーションに基づく津波被害の想定はあったものの、大震災以前においては津波襲来に対する意識が我々行政にも住民の間にも不足していたものと反省をしております。今後はその反省を踏まえ、逃げるを基本とした行動を徹底して周知し実行することが、犠牲を限りなく少なくするものと確信しております。

次に、震災経験の伝承の核についてお答え申し上げます。

災害対策本部や避難所の動きについては、時系列に取りまとめた記録を残しております。また、日々開催していた災害対策本部や調整会議での審議事項は、会議報告書を作成しております。これは「多賀城市災害対策本部からのお知らせ」と題して、ホームページ及び各避難所に掲載し、本部の運営状況を広く市民に周知するため活用いたしました。

次に、仮設住宅管理日誌を将来研究の対象とするかについてでございますが、仮設住宅管理 日誌は、居住者の生活、健康状況の推移、各種支援活動などを記録しているもので、震災体 験を後世に伝える記録媒体として意義あるものと感じております。したがいまして、個人情 報の取り扱いに留意し、将来学術研究における調査資料として活用できるように、仮設住宅 管理日誌を初め関係書類の整備保存に努めていきたいと考えております。

最後に、震災経験を伝承する核となるものはとの御質問についてでございますが、議員が言われるように、災害対策本部の運営状況や避難所の活動報告に関する記録は、このたびの震災経験を後世に伝承するに当たって大変重要な資料となることは言うまでもございません。また、本年 9 月から地域の方々と市職員とが数度にわたって話し合いを重ねてまいりました東日本大震災振り返り事業で得られた教訓や知見なども、未来に引き継いでいかなければならない貴重な財産であると考えております。

本市といたしましては、これらの内容を盛り込んだ東日本大震災の記録誌の作成などを進め後世へと受け継いでいくこととしておりますが、被災地における経験や知恵をしっかりと伝承していくためには、当該記録や関連資料を有効に活用し、学術面での研究や検証、防災教育研修、さらには減災を担う専門人材の育成を推進し、次に起こり得る災害への備えを万全にしていかなければならないと考えております。そのためにも、これらの多元的かつ多様な減災機能を集積させた拠点施設の構築が必要不可欠と考えるところでございます。したがいまして、本市といたしましては、震災復興計画にも掲げているとおり、被災地各地における伝承の取り組みを複合的に、そしてネットワークを形成して確かなものとして推進していくために、国立の地震・津波ミュージアムが是が非でも必要であると考え、今後の防災、減災対策の核となる拠点施設の設置場所が本市となるよう、誘致活動を行っているところでございます。以上です。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

先ほどは日付、年をうっかりと「24」と言ってしまいました。本当に失礼をいたしました。 では、再質問をしたいんですけれども、ちょっといろいろ多いのでゆっくりお話ししますか ら、どうか答弁漏れのないようによろしくお願いします。

1の(1)に関してなんですけれども、御答弁では連動型の地震、マグニチュード 8.0、予想震度 6 弱から 6 強と想定されていたと御回答されました。それでは、なぜ防潮堤とか、あるいは防潮林の植栽という発想が市当局で出なかったのかというのが、御回答を聞いていての私の疑問でございます。

それから、(2) でございますけれども、中で 14 カ所の指定、民間施設を避難ビルとして何か契約したというような、協定を締結したみたいなお話が回答にあったような気がするんですけれども、ではそれこそ昨年の3月11日、14 カ所のビルにはどれだけの方が避難されたんでしょうか。また、それ14 カ所すべてですね、御回答を賜りたいと思います。それから、今度は(3)番です。モーターサイレンはそんなに頻繁に吹鳴できない云々というお話でした。確かにそれもわかるんですけれども、この間の市長も御回答の中で触れられた12月7日の地震を思い起こしていただければ、本当に災害は忘れない前にもうやってきているというような格好になっております。ですから、初めの数回は市民の方から「何だ」

とかいろいろこうお問い合わせ、モーターサイレンも鳴らせばあると思いますけれども、定着してくれば御理解がいただけると思いますし、事前に一般質問の最初の文章にも書きましたが、事前にしっかりした周知方をしていれば、毎月11日の2時46分に全ての広報装置を作動というのも、私は市民の理解が得られると思うんですよ。これね、何よりも震災記憶の風化防止というのが私の主眼なんです。ですから、毎月の放送が必要と思いますので、実施するかしないのか。ごめんなさい、実施するのか、しないのならなぜしないのか、再度御答弁いただきたいと思います。

(4) でございます。一番知りたかったことです。いろいろ御説明というか、御回答いただいた中で、最後に、最後でもないですけれども、市長が津波襲来の意識が市も住民も不足していたということに言及されましたね。やはり私もそうだと思うんです。ですから、実は次の質問も用意はしておったんですけれども、市長が余りにもきちんと反省と言ったら変ですけれども総括されたものですから、私はこの質問は求めません。

次に、2の震災……、ごめんなさい。その前にですね、襲来の意識が不足していたという認識は市は持っていると確認、それで確認していいのか、だめなのであれば御答弁いただきたいと思います。失礼しました。

次に、2の震災経験の伝承の核についてでございますが、私はノートに手書きされたような 日々の記録こそが生の状況を的確に捉えていると考えます。ゆえに、管理者クラスは誰かに 指示されて書くものでもなく、自主的に記録し保存するのが当然だと考えております。です から、いわゆる手書きでも結構ですから、ノートやメモとして大震災の記録を防災対策本部 開設時からずっとこう手書きでも結構ですからそういうメモやノートがおありなんでしょ うか。それをお伺いしたいと思います。

それから、次の(3)でございますが、これは御回答要りません。市長の御回答そのものだと思いますので。ただ、この仮設住宅の管理は民間企業に管理を委託していますので、関係書類が散逸しないようにどうかお手配を十分にしていただきたいと思います。

それでは、4 でございます。もう冒頭に私どもが振り返り事業の概要についてお話をしました。ただね、この振り返り事業なんですけれども、正式に言うと「エリア配備職員と地域住民との震災振り返り」と言うんですけれどもね。この資料も大変有効なんだとは思うんですけれども、この振り返り事業は市内を13の班に分けて、日時、場所、それから参加人数、人選、周知方法、進め方など具体的な内容については区長の協議により決定されている。13班のうち、下馬班だけは回覧により参加者募集をし、参加希望者が出席したのですが、あと桜木班は第1回目の会合は参加希望者であり、2回目以降は区長が人選、他の11班は人選は区長がされたようです。そして、開催数は全て3回でした。私が参加した班では、最後の日、十分な討議だったとはちょっと言えないような状況で、市職員が結論を誘導していると疑わざるを得ないような例もちょっと見たんですよ。では、なぜ公募による人選をこの振り返り事業で、のような形でもいいですけれども、なぜ公募による人選を市はしなかったんでしょうか。また、全市一括的な振り返り方法をお考えなされなかったんでしょうか。こ

の点、疑問に思いますから御回答いただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

多過ぎるからちょっと待って。(「はい」の声あり)

余り多過ぎてゆっくり話していただいた割にはちょっと答えをまとめようがないというか、 ちょっともっとゆっくりでないとできないような状況でございますから、抜けたところは もう一回言っていただければと思います。

1番の(1)防潮林、防災林をなぜつくる予定なかったのかということですけれども、これはそこまでの要するに津波の高さがなかったということでございます。

それから、2番目の14カ所にどのくらい避難していたかなんて人数ですね、ちょっと今私のところの資料はございませんので、総務部としても持っていないということでございますから、後でどのくらい人数避難したか、大体あるのかな。ちょっとわかりませんけれどもね。調べてみないとわかりません。

それから、3番目の毎日の放送をなぜしないのか、毎月の放送ですね。これは答弁したように、自主点検を毎月定期的にやっておりますということでございますから、それで御了承願いたいと思います。

それから、(4)の襲来の意識は持っているかだったかな。(「それは答弁不要です」の声あり)不要だったっけ。はい、じゃ。

それから、2番目の伝承の核の日誌はあるのか。これは総務部長のほうから。ある。それは ない。ないということですね。総務部長からちょっとこれは答えさせます。

それから、(3) 市内 13 の振り返りの関係ですけれども、なぜ公募による人選をというのは、これも総務部長から言ったほうが……。総務部長のほうから。(4) か。(3)、(3) もあった。ないですね。はい。ちょっとこれも総務部長から答えてもらいます。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

まず、私のほうからの回答は、自主的に記録しておいたメモ、その他のものについての記録を保存し、それらを後世に活用すべきじゃないかというふうなことでございますけれども、残念ながらそういった形での保存はしてございません。したがいまして、確かにそのような形での考え方もありますけれども、今もう 1 年も 2 年も過ぎようとしている状況の中で、それらを収集をして云々というふうな形については考えてございませんけれども、先ほど震災振り返りの話がありましたけれども、実はことしのその 3 月時点で職員一人一人、階層別になりますけれども、それぞれその反省の記録を収集しております。そういったことも今後今回の震災を振り返る、あるいは今後にどう備えていくかというふうなことについては生かしてまいりたいというふうにこう思っております。

それから、振り返り事業なんですが、おかげさまで 11 月のいっぱいをもちまして一通り終了してございます。住民の方々からも非常に前向きで建設的なお話がありました。特に一番私が参加した中で聞かれた言葉は、いわゆる高齢者であるとか、あるいは障害を持った方であるとか、そういった方々に対する備えをもうちょっとちゃんとしておくべきだろうと。あるいは、避難所の中でもそういった部分は適切に確保されるべきであろうというふうなお話がありました。それから、この震災振り返りの狙いなんですけれども、当然そういった反省を共有をして将来に生かすということもありますけれども、まず我々職員が住民の方々と今回の災害を共有する。さまざまな問題であったり課題であったりと、そういったものを共有をするというふうなことを主眼としております。なぜそうなるかと言いますと、我々職員は住民に対して災害があった場合には今回のような対応をしなくちゃいけない。そういうふうなものを若い職員にも伝えていきたいというふうなこともありまして、ある程度年齢の階層も散らばせた形で実施をさせていただいたということでございます。

それぞれ今職員からの感想も集まってきておりますけれども、最初はおっかなびっくり参加していたわけですけれども、それなりに非常にためになる場面であったというふうな感想も聞かれているところでございます。したがいまして、これらのものを我々職員も、それから住民の方々もせっかく共有したわけでございますので、例えば避難所の運営マニュアルの中にしっかりとそれらを生かしていくとか、これからそれらの具体的な作業に入ってまいりますけれども、そういった活用の仕方をしてまいりたいなというふうに思っております。

〇議長(板橋惠一)

16番昌浦泰已議員。

〇16番(昌浦泰已議員)

最初の答弁ですね。防潮林だけを市長強調されましたけれども、防潮堤、私、防潮堤も言っているんです。最初に防潮堤、そして防潮林というのはなかったのか。それで、御答弁では津波の高さがなかったと。これね、平成 15 年防災対策マニュアルからね、地震に関する箇所を一部抜粋して私ちょっといろいろメモったんです。今回の質問を書くのにね。2.5 メートルの津波の予想されていますよ、多賀城市。実際は 4.7 メートルぐらい来たったのかな。だから、津波の高さそんなにないという市長の御答弁は、何をしておっしゃったのかというのが、私皆目再々質問で絶対これ聞かなきゃだめだというふうな思いに駆られたんです。多賀城市は 2.5 メートル来ますよ、来ますという予想のもとにこのマニュアルがつくられているということがあります。ですから、それに関してはちょっと市長の御答弁のほうでもう少し違う御答弁を賜りたいと思います。

それから、14 カ所のビルですか。どうしたという私の再質問に対して、回答で 14 カ所のビルとお書きいただいているんですから、その際のバックデータはお持ちになっているものだと当然私は思ったんです。14 カ所と協定締結したといったら、じゃあこの質問の趣旨から、それも3・11 のとき、その14 のビルはどうだったかというのは想像するにかたく

ないと私は思うんですよ。ですから、それ聞くのも、回答聞いて聞くのも私当然かなと思って聞いたんですが、もしわかるのであれば御答弁いただきたいと思います。

それから、モーターサイレン、やらないということですから、それでもいいんでしょうけれども、11 月 5 日のように鳴らなかったとならないようにひとつ毎月の点検をやっていただきたいと思います。

それからあと、次の2のほうに入りますけれども、市のホームページにどうのこうのと多質城市災害本部からのお知らせというのね、多分そういう答えが出てくるんだろうと思ってちょっと見てみたんですけれども、これは市民向けのライフライン情報であって、地震発生直後から甚大な津波被害を受けるまでのいわば本部長による命令指示内容が書かれている記録というのが、これが超第1級の資料だと私は思うんです。ですから、そういうのがなかったというのは、ちょっとすごく残念であり、確かに大変非日常の世界であの時期を暮らした、暮らしたというのは変だな。お過ごしになったのかもしれないけれども、やはり記録の保存というのは後世こういうのが一番大事なんですよ。3・11の地震を受けて、さあ、じゃ市防災対策会議開いたと。その時間からメンバーまでいいですよ。こういうことが想定されるからこうするという指示の内容等が書かれていると、こういうのが一番の第1級の資料だと私は思うんです。お考え方が違うようなので、ないというのはどうしようもないことなんですけれども、要は記録はなかったということは理解しておきたいと思います。それから、全市的な振り返りというのではなくて、やはり今後も振り返り事業でこれでよしとするんじゃなくて、いるいると記録書をつくるにはいるんで補完的なものがあると思う

それから、全市的な振り返りというのではなくて、やはり今後も振り返り事業でこれでよしとするんじゃなくて、いろいろと記録書をつくるにはいろんな補完的なものがあると思うんですよ。ですから、市民の方々の体験なんていうようなものは非常に大事になってくるので、そのいいですよ、体験談だけでも公募という形というのはとれないんでしょうか。その辺を御回答いただきたいと思います。

○議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

最初の防潮堤、言わなくて申しわけありませんでした。ただ忘れて言わなかっただけでございましたが。これ最高水位がこの想定は想定で TP2.5 メートルというのは海面からの高さですよね。それは御存じだと思いますけれども、結局 JX の日鉱日石が約 60 センチという想定ですから、一般の住宅地にはほとんど浸水は来ないと、津波は来ないという想定なんですよ。ですから、そこまではできなかったということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、14 カ所の民間施設は 3,452 人という記録はあるんですね。3,452 人という記録でございます。

それと、振り返りの関係は、記録の関係と振り返りの関係、これ総務部長のほうから答弁させますので。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

日誌等々のそのデータが 1 級の資料だというふうな御質問だったんですけれども、日誌という形ではなくて、私たちのその時系列でまとめたデータとしては記録をされている、保存されておるという状況ですので、その辺をしっかり起こしていくというふうな形になろうかと思います。ですから、会議の中で一言一句そのやりとりがどうあったのかというふうなことについては、これはまとめられておりません。ですから、その辺御理解いただいて、特に今回の災害に関しては、あのような状況だったわけです。そういったその混乱のさなかで今冷静に振り返っておっしゃられること大変わかりますけれども、我々も住民も皆さんもやはり同じような状況だったわけなんです。ですから、その辺のところについては今後に生かすというふうな形で考えてまいりたいというふうに思います。

〇議長(板橋惠一)

総務部長。

〇総務部長(内海啓二)

答弁漏れありました。

体験談についてでございますけれども、今のところその予定はございませんので、その辺は 御了承いただきたいというふうに思います。

○議長(板橋惠一)

ここで約 15 分の休憩といたします。再開は 11 時 15 分。15 分といたします。

午前 11 時 O3 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

〇議長(板橋惠一)

再開いたします。

14番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

(14番 雨森修一議員登壇)

〇14番(雨森修一議員)

私の質問は、2点であります。

第1点は、地球津波ミュージアム構想についてであります。

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9という我が国観測史上の最大規模の地震であり、その後に続いた大津波等による犠牲者は約2万人を超え、そのうち宮城県内だけでは死者、行方不明者1万2,000人に上るなど、海岸部、沿岸部ですね、を中心とした多大な被害が生じたわけであります。もう二度と今回のような悲劇を繰り返すことのないよう、防災と復興の英知を未来に継続し、未来を創造する核として位置づけられると考えます。また、震災と記憶の風化を防ぎ、復興する東北を世界に発信する地でもあります。

市長は、本年早々より地震・津波ミュージアムを多賀城市に誘致したいとの考えで積極的に運動されていることは承知いたしております。宮城県は本年 12 月 3 日、東日本大震災の教訓、防災と復興の知恵を後世に伝える復興記念プロジェクトの調査報告書を公表いたしました。中核施設として、災害を疑似体験できる地震・津波防災ミュージアムの建設の提言であります。拠点施設の設置場所について、被災地または被災市町村であること、(2) は多くの人たちに来てもらえることや集客が容易であること、そしてまた、鉄道と交通機関の便利性を図れること、(3) は修学旅行も対応できるような広い駐車場が確保でき、高速道路インターチェンジに近いこと、(4) は被災状況が肌で感じられること、そしてまた、(5) は拠点施設を核に周辺観光地としてアプローチがいいことですね。観光地として活用できることですね。(6) は世界や日本全国からお客様を集め、新幹線、そしてまた飛行場が近いこと。その中に地下鉄、地下鉄が近いことということも入っておるんですが、多賀城は地下鉄というのはちょっと当てはまることはないんですがね。そういうことで、そういった条件を満たす場所が候補地とされているということであります。このような条件の中で、今後市長が誘致活動をされていくと考えますが、お考えを伺います。

参考までに申し上げますと、今神戸にあります人とみらい防災みらいセンターですか、私も1回お伺いしたんですが、総工費は約120億円、これは県立であります。条件が国のほうに国立ということで申請したわけでありますが、お金は出しますということで約20億円を県と国で建設費を充てました。そしてまた、面積は1万8,000平米というわけであります。じゃ、その太平洋の地震は広範囲に起きた地震であり、これは県立ではなしに国立として、国としてぜひお願いしたいということで県のほうも活動しているようでございます。現在面積はまだ出ておりませんけれども、神戸と同じようなぐらいの面積が必要ではないかということも県側で申しておりましたが、推計としてはやはり数百億円といったことを踏まえながら、国と交渉したいということであります。1点は以上でございます。

2点目の質問は、災害避難所の案内表示板についてであります。

多賀城市内は公園、集会所合わせて数十カ所、避難所に関する看板は民間入れまして 77 カ所ぐらいあると聞いております。設置されております。災害時に指定避難所、避難場所ですね。指定避難場所、そしてまた、災害時の一時避難場所といえば看板の使い方、地震の折、津波のときなど、一般市民は混乱するとの声が多々ありました。一部見直していただきたいという声も出ております。

一例を挙げます。多賀城小学校の下に踏切ございましたけれども、今は高架になりました。 その下は、その場所は新田中公園という公園ございます。この公園には災害時一時避難場所 という立派な看板が立っております。そのすぐ上にこれは多賀城小学校でございます。多賀 城小学校は大規模災害避難指定収容避難所、このようになっております。これを市民の方々、 住民の方々から行って見てこいということで、私も現場を歩きました。あるいはまた、数力 所歩きました。非常時の際に住民がその避難場所を選択することができるかどうかと。非常 に単純な考え方といいますか、いずれにしましてもそういうことができるかどうかという 疑問があるということで、この質問をさせていただきました。 簡単でありますが、以上でございます。要点だけ申し上げました。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の地震・津波防災ミュージアム構想についてですが、宮城県では東日本大震災復興記念プロジェクトに関する調査研究を進め、当該プロジェクトの拠点施設である地震・津波防災ミュージアムの機能や整備の大まかなスケジュール、設置場所に関して、今般調査報告書を取りまとめたところでもございます。この中では、施設設置要件として、先ほども雨森議員がおっしゃったように、被災地であること、鉄道等の交通機関の利便性が高いこと、高速道路のインターチェンジに近いことなどが挙げられ、議員御紹介の3エリアが大まかな区域として特定されております。また、当該報告書では、施設があわせ備える機能についても言及し、1つとして東日本大震災の地震・津波の脅威を次世代に伝承する機能、2つ目として自治体や企業において防災やBCP推進の、BCPというのはBusiness Continuity Planですね。事業継続計画ということの推進の中核的な役割を担う専門人材の育成機能、3つ目として鎮魂と交流機能、4つ目として企業や大学等による防災と復興の取り組み成果の展示機能、5つ目として防災と復興に関する情報を集積、保存したアーカイブ機能を持たせようとするものでございます。

本市では、これらの機能のうち企業等の成果発信機能としていち早く多賀城市減災リサーチパーク構想を掲げ、災害による被害を最小限のものとする減災技術の集積を図ることとし、企業や大学等の新たな減災技術の創出を促して積極的にその情報発信を行っていくこととしております。また、アーカイブ機能に関しましては、アーカイブ構築に寄与するような震災経験記録伝承の取り組みを進めているところでございます。したがいまして、今後は地震・津波ミュージアム、地震・津波防災ミュージアムが有するであろう機能につながるような取り組みを進めまして、その進捗状況を勘案して誘致活動を進めてまいりたいと考えておりますので、雨森議員を初めとする議員の皆様の御理解と御協力のほどをよろしくお願いいたしたいと思います。

次に、災害時避難所案内表示板についてでございますが、表示板は、災害時における指定収容避難所、一時避難場所及び津波避難ビル等の場所を示す役割はもちろんですが、それ以上に日常生活における災害に対する心構えとして避難所等の場所の周知及び防災、減災意識の高揚化も大きな目的の一つです。住民避難のあり方については、災害の種類が違えば避難方法、避難経路、避難場所等も違ってきます。本市域に設置している表示板は、災害の種類によって用途の違う避難所や避難場所等を示したものでございます。今後は住民はもとより、通行人や観光客なども安全に確実に避難できるよう、今まで以上に万全を期していかな

ければならないことから、現在本市では地域防災計画の見直しを行っております。その中で、 避難案内や避難経路について、また、避難者のあり方についても含め避難計画の見直しを行い、あわせて議員御指摘の表示板の記載内容や設置場所などについてもよりよい方法を検 討してまいります。

また、表示板の役割とそれぞれの避難所の名前の持つ意味については、非常時はもとより日常生活においても重要なことから、今後も広報紙、ホームページ、避難所地図や出前講座などを活用し、市民に対して避難所や一時避難場所の周知をしていくとともに、防災、減災に対する意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(板橋惠一)

14番雨森修一議員。

〇14番(雨森修一議員)

ありがとうございました。市長が 1 年間前向きにいろいろな角度から活動しておられることは、非常に前向きであると私も理解させていただきます。

何か聞きますと、県のほうでも多賀城市と名取市が非常に早く手を挙げられてという話でございまして、強敵は名取じゃないかなというようなことを考える次第でありますが、いずれにしましても飛行場が近いといったって、多賀城も一、二時間内にございますのでこれはもう入っておりますし、県立博物館もあるとか、観光におきましてもそういったものを中心とした、松島とかですね、塩竈とか、いろいろ観光めぐりもできるんじゃないかというようなものをもろもろ踏まえまして、多賀城も一、二を争う誘致先でなかろうかなというように私も考えております。ぜひ来年もまた 1 年間、1 年間努力を積み重ねていただきまして、見事多賀城にその国立、県のほうでもやはり国立というようなことを言っていますので、ぜひ誘致していただきたいとそのように考えております。1 点目は以上でございます。

それから、2点目、今の防災見直し計画ということでございまして、これも私も一応地域の 方々から非常に看板も新しくなってと言われ、平成22年までに各看板、皆看板を立てかえ したというんですか、そういうことで、まさか立てかえで1年して23年の3月にあの想 像もつかないような大津波が来るというようなことを想定もしなかったということで、今 さら部分的に立てかえるといいましても、これはなかなか大変だと私思うんです。

非常に矛盾が生じているようなところもございますので、1 カ所ぐらい指摘させていただきますけれども、例えば写真撮ってありました。今申し上げました新田中集会所は災害時一時避難場所としてこれ看板上がっております。地域の方がこれ掃除とか管理しておりまして、「雨森さん、おかしいよ」と、「多賀城小学校が上にあるんだよ」と、「そこで一時集まって、そして皆さんはい、そうですかと上に上がるかい」というような非常に素朴な意見がございまして、一遍現場を見なさいよということであります。確かに私も何回か参りまして、あそこは踏切もなくなりまして、ただ、土地としては非常に低い場所でございまして、もしも浸水とかそういった場合は、これは津波だというわけで、地震と津波を分けるんだという

お考えあるか知りません。なかなかそれは住民の方々とか、これはなかなか難しゅうございます。非常時でございますので、こういったこともやはり住民の方々からの声であると私は確認いたし、現場を見て歩きました。

ところが、桜木の東区集会所ですか。これが一段格上の災害時指定収容避難場所になっているんですね。災害時収容です。収容するんですね。これはこの大津波でのみ込まれまして、 多賀城市が全額を出しまして集会所を建てかえたんです。もちろん平屋でございましたよね。この近辺で3人、4人のとうとい命が亡くなっております。

○議長(板橋惠一)

雨森議員、2番目の質問要旨に基づいて再質問してください。その辺はちゃんと要点を絞って質問してください。

〇14番(雨森修一議員)

ちょっと外に出ましたか。議長からも注意ございましたので一応とめますが、市長、頭の片隅にそういった担当者ぜひ現場を見ていただきたい。ちょっとよろしくね。関連あってもいいと思うんだけれどもね、別に議長の御指摘でございますので、よろしくぜひこの間のこともございますので、現場を見ていただきたいということを切にお願いいたしまして、質問を終わります。以上。

〇議長(板橋惠一)

答弁は求めないんですか。

2番戸津川晴美議員の登壇を許します。戸津川議員。

(2番 戸津川晴美議員登壇)

〇2番(戸津川晴美議員)

私の質問は、高齢者インフルエンザ予防接種についてでございます。

一般的にインフルエンザは日本においては 12 月から 3 月に流行いたしまして、十分な体力や免疫力があれば重症化することなどもなく、余り心配はありません。しかし、体力や免疫力の低下した高齢者にとっては、重症化により肺炎などの合併症を起こす危険性が高く、場合によっては命を落とす可能性のある恐ろしい病気です。そこで、感染を予防し重症化を防ぐためのインフルエンザ予防接種事業が本市においても展開されております。65 歳以上の方を対象にし、実施期間は 10 月 1 日から 12 月 15 日まで、自己負担額は 2,000 円となっております。

1点目の質問は、この実施期間についてでございます。

他の自治体と比べて短い実施期間となっているのはいかなる理由があるのでしょうか。理想的には確かに流行期前の接種がより効果的であると言われておりますが、だからといって12月15日で期限を切ることに医学的な根拠はないと考えますが、いかがでしょう。体調が悪く12月15日までにはどうしても接種できないという方もいらっしゃいます。また、予約を入れたけれども12月15日まではいっぱいで15日を過ぎてしまった、こういう方もいらっしゃいます。また、高齢者でございますので、他の疾病を抱えている場合もご

ざいます。この他の疾病の治療との関係で期日に間に合わないという方もいらっしゃるでしょう。ですから、できるだけ長い実施期間を設定することが必要なのではないでしょうか。本市のように12月15日、この実施期間を1日でも過ぎてしまいますと、公費助成の対象外となり、4,000円が全額自己負担となってしまいます。したがって、接種を躊躇し重症化を招くなどという事態も発生するものと思われます。12月15日までと設定しているのは、塩釜医師会管内でも本市のみでありまして、他の塩竈、七ヶ浜、松島、利府町では全て1月31日までの期間設定となっております。また、県内の他の自治体を見てみましても、12月15日までとしている市は本市のほかは1市もございませんでした。12月31日までとしているのが仙台市、富谷、大和、大郷、大衡でございまして、あとの11の市は全て1月31日までとなっております。実施期間を塩竈市などと同様に1月31日とすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、自己負担額についてでございます。

本市では 2,000 円の自己負担額が設定されておりますけれども、高齢者の置かれている経済状況を考えれば、1,000 円に引き下げをすべきと考えますが、いかがでございましょう。高齢者のほとんどが年金で暮らしていらっしゃいます。年金は減らされる一方でございまして、さらに今後 2.5%の削減がこれは既に決定をされております。一方で、復興特別所得税なるものが 2.1%来年 1 月から 25 年間の増税、そしてまた、住民税の 1,000 円も増税が 2014 年 4 月から 10 年間予定をされております。もちろん 2014 年、2015 年と消費税の増税も予定をされているところでございます。加えて、介護保険料も国民健康保険料も後期高齢者医療の保険料も上がる一方でございます。加えて、介護保険料も国民健康保険料も後期高齢者医療の保険料も上がる一方でございます。手元に届く年金がどんどん減っていく。このことに高齢者は大きな不安を感じています。仙台市を初め、名取、岩沼、東松島、石巻、白石、角田の7市のほか、富谷、大郷、大和、大衡などでは既に自己負担額は 1,000円となっております。登米、栗原の2市でも自己負担額は 1,200円となっております。多くの高齢者がふえていくことを考慮し、自己負担額の減額を検討されることを要望いたしまして、第1回目の質問を終わりといたします。

○議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

戸津川晴美議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の高齢者インフルエンザ予防接種の実施期間についてでございますが、インフルエンザは 12 月から翌年 3 月ごろまで流行いたしますが、過去の実績から特に 1 月から 2 月までにかけて大流行しております。インフルエンザを予防するためには、流行する前にワクチンを接種し抗体をつくっておくことが重要です。また、ワクチン接種をして抗体ができるまで 2 週間程度かかります。これらのことから、本市では平成 20 年度から 12 月 15 日

を接種期限としております。しかし、体調が悪いなどの理由で接種できない場合もあることから、期間延長につきましては来年度の検討課題とさせていただきたいと思います。

2点目の自己負担を 1,000 円に引き下げるべきとのことでございますが、これも塩釜医師会管内 2 市 3 町では自己負担金を 2,000 円に統一しておりますので、ぜひ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 〇議長(板橋惠一)
- 2番戸津川晴美議員。
- ○2番(戸津川晴美議員)

1 問目の実施期間の延長については、来年度から考えていただくということでよろしくお願いいたしたいと思いますが、ちなみにあるこの総合病院のデータによりますと、12月15日を過ぎて希望をされる方が105件、昨年のことですけれどもあったそうでございまして、そこに65歳以上の方が38件いたそうでございます。うち多賀城市は11件ということで、私はそんなに予算としては多くはなくても済むのではないかと。50人いたとしましても10万円ほどの予算ですから、ぜひ思い切って1月31日までの検討をお願いしたいと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いをいたします。

第2問目でございますが、私も計算をしてみましたら、やはり2,000円の補助を1,000円にするということは、今5,000人から6,000人の方が接種をしておられますので、500万とか600万とか、大変な金額であるということは承知をしております。しかし、先ほども申しましたように、高齢者がますますこれから厳しい経済状況に陥っていくということは、もうこれは目に見えているわけでございますから、これは何といいましょうか、私は1,000円と言いましたけれども、500円でも高齢者にとっては物すごい大きな違いだと思うんですね。そういうことで、少しでも軽減をされる方向で考えていくべきではないかと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○議長(板橋惠一)

市長。

- 〇市長(菊地健次郎)
- 1 点目の件は、来年度の検討課題ということで、そのとおり検討させていただきたいというふうに思います。

2点目の関係でございますけれども、これは市負担金 3,000 円にした場合は 620 万財源 が必要になるということです。それよりも何よりも、やはり塩釜医師会の存在がございます ので、これは 2 市 3 町でやっていることでございますから、これは各首長方の御意見等伺 わないとできないことだということでございまして、単独で私のほうからお願いしますと いうわけにもいかない。皆さんとまた会う機会等ありますので、一度ぐらいちょっと聞いて みたいなというふうには思っておりますけれども、その辺で御理解をいただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

戸津川晴美議員。

○2番(戸津川晴美議員)

2 市 3 町で合わせるという意味でありますれば、恐らく 1 月 31 日までとなるというふう に考えますので、ぜひ 1 月 31 日までの延期をよろしくお願いします。

それから、お金の予算のことなんですけれども、私ずっと調べてまいりましたら、4,000 円でインフルエンザの注射をなさっている自治体と、それから 4,200 円で発注している自 治体と、3,800 円でという自治体もございました。私はこれは医師会との協議が必要では ないかと思いますけれども、もう少しそのインフルエンザの予防接種そのものの料金が少 しでも安くなるのであれば、そういう検討も含めてぜひ 2 市 3 町の皆様で高齢者のために 福祉施策を進めていくという観点から、ぜひ御検討をよろしくお願いをいたします。以上で す。

〇議長(板橋惠一)

答弁は求めるんですか、求めませんか。

〇2番(戸津川晴美議員)

はい、求めます。2市3町でそろえるというのであるから、1月31日ということで間違いはないでしょうねということと、それから実施期間です。それから費用については今言ったようにインフルエンザそのもののお金を下げるということも考えに入れれば、市の負担も高齢者の負担も下がるわけですから、そういう検討も含めて医師会と懇談をするというか、申し入れをするというか、お話し合いをしていただくということが必要だと思いますが、いかがでしょう。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長 (菊地健次郎)

期間延長は何回も言っていますけれども、検討させていただきたいというふうに思いますけれども、それとこの 1,000 円に引き下げるべきという話ですが、塩釜医師会でやっているということですね。抗体というのがたしかまとまって来てもらわないと、お医者さんたちもうんと困るのね、たしか。 1 個で例えば 10 人にやるのなら 10 人、1 日に 1 つの医院でまとまって来てくれたほうがお医者さんも助かるみたいなんですね。その話は私お医者さんからじかに聞いたことあるんですよ。ばらばらに来てしまうと、期限があって全部に接種できないということがあって、大変なお医者さんにとっては非効率なところが多いみたいでございます。その辺のこともあるのかなと思います。でも、医師会ともちょっと話し合いだけはさせていただきたいと思います。

〇議長(板橋惠一)

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長(板橋惠一)

再開いたします。

4番深谷晃祐議員の登壇を許します。

(4番 深谷晃祐議員登壇)

〇4番(深谷晃祐議員)

本年最後の定例会、また、一般質問最後の質問をさせていただきたいというふうに思います。 質問は通告どおり 1 点、2 項目についてお伺いいたします。

今回は、東日本大震災を検証する中で情報の大切さを改めて知らされることになりました。 今月の12月7日午後17時過ぎの最大震度5弱を記録する地震が発生いたしました。私は八幡地区におりましたが、地区住民の皆さんの動揺ははかり知れないものがありました。 そこにはモーターサイレンが鳴り響き、電話回線の混雑により発信規制がかかり、家族や友人との連絡がとれず、不安を隠せない住民の姿です。

情報とは、発信と受信の相互関係で成り立つものであるということは御理解いただけていると思います。当日の多賀城市の対応は、3月11日の経験もあり、迅速な災害対策本部の設置からホームページによる情報提供など、東日本大震災の経験が生かされていることは確認できました。しかし、情報を発信する手法には不安と不満がありますので、解消すべきであると思います。

まず、防災行政無線のアンサーバックシステムの導入についてですが、近隣では塩竈市が採用しております。少し説明をさせていただくと、防災無線で市民に案内を流した内容が、専用ダイヤルに電話をかけると何度でも聞き返すことができるというものです。当市では、防災行政無線が聞こえないとか、聞きづらいという声が多数寄せられている現実があります。この手法を活用することで聞きづらいという方々の不満と不安を解消するのに有用であると考えますので、ぜひとも検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

次に、ツイッターやフェイスブックの活用についてですが、前述のアンサーバックは聞きづらいという方々に有効であると申しました。防災行政無線が聞こえないという方々もいらっしゃいます。そういった方々には、目で確認できる方法をとる必要があると考えます。無線の音は現在の二重サッシを初めとする高気密住宅、防音性の高い設計などの住宅の種類などに加え、風向きなどの気象条件にも左右されてしまう現実がございます。これらの外的要因をカバーしなければ、情報という不安解消材料を市民にお届けできない現状は、市長を初め誰もが共通の理解であると思います。この課題を解決に導く方法は幾つかあると思います。まず、市民に対して寒かろうが暑かろうが、常に窓をあけていてもらうこと。もうつは、音量を今の倍にすること。そして、最も有効的だと考えるのは、ツイッターやフェイスブックを活用してもらうことです。

少し御説明をしますと、ツイッターやフェイスブックとは、ソーシャルネットワーキングサ

ービス、SNS と総称されます。本来の目的は、人と人とのコミュニケーションにあります。 友人、知人間のコミュニケーションを促進する手段や場、あるいは趣味や嗜好、居住地域、 出身校、友人の友人といった自身と直接関係のない他人とのつながりを通じて、新たな人間 関係を構築する場を提供するものです。この SNS が東日本大震災においても情報調達や情 報発信に大きな役割を果たしたことは、各種メディアでも取り上げられるほど重要な役割 を果たしました。

話が戻りますが、今月の7日の地震と東日本大震災は比べられるようなものではありませんが、市民は各種媒体を使って情報収集できることによって安心感があったことは間違いありません。しかし、これら SNS は震災時にすぐに始めることはできますが、広く情報を発信するためには、災害発生時ではなく、ふだんからの活用が必要であります。ツイッターならフォローとフォロワーの関係、フェイスブックであるならば友だち関係の構築であります。どちらの関係もすぐに構築できるものではなく、ある程度時間がかかるものですので、震災が起きてからではなく、ふだんから関係構築をしておくことが、いざというときに役に立つものであるということです。ちなみに、行政では首相官邸、総務省消防庁、最近はローマ法王などもツイッターを始めております。

情報管理の観点から実行は難しい、何とかのできない理由は要りません。どうしたらできるのかということをお考えになった御答弁を期待して、1回目の質問を終わります。

〇議長(板橋惠一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

〇市長(菊地健次郎)

深谷晃祐議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、防災行政無線のアンサーバックシステムの導入についてお答えいたします。

議員御質問のアンサーバックシステムについては、防災行政無線の広報内容を確認することができる電話応答装置のことと認識いたしますが、防災行政無線に既にこの機能は付加されております。しかし、活用方法の検討を行っている段階であり、使用方法の周知も図っておりませんので、今後この機能の十分な活用を進めてまいりたいと考えております。議員からは塩竈の専用ダイヤルにかけると何度でも聞けるということもお話がございました。そのことも含めて考えてまいりたいというふうに思います。

次に、ツイッターやフェイスブックの活用についての御質問にお答え申し上げます。

御質問にあったようなインターネット上のコミュニケーションツールを活用した情報発信についても、適正な利用が行われれば有効な手段の一つとして考えられます。しかし、一方で悪意のある利用者の書き込みが想像もつかない混乱を招くといった懸念もありますので、ほかでの導入事例なども参考にしながら、利用の方法等について探ってまいりたいと考えております。どうしたらできるかを考えてほしいということでございますので、そのとおりどうしたらできるか、一生懸命考えてみたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(板橋惠一)
- 4番深谷晃祐議員。
- 〇4番(深谷晃祐議員)

まず、前向きな御答弁だったかなというふうに思います。

1 点目の防災行政無線の件については、やはりどういった方法があれなのかというよりも、もうやられている事例があるということ、隣で。塩竈で。塩竈の場合には市政だよりのほうにその防災無線のダイヤルを載せて、こちらに電話をかけると要はその内容が出ますというそのアナウンスだけが書いてあって、僕も電話をかけてみました。そうしたら、その防災無線でかかってきた内容が、話しした内容が人の声で話されているもの、あとはコンピューターで多分入れた電子音みたいな声のやつが流れてくるような内容だったので、その辺については余り難しく考えずにすぐできることかなというふうに思います。本当にできることはすぐに始められたほうが、それ隣の市に電話 1 本してどうなんですかというやり方のあれで聞けばできることと、あとはやはり約3億円防災行政無線かけて、機能があって使っていないということはもったいない部分もあるので、ぜひこれは早目に導入していただきたいなというふうに思います。

そうすると、聞こえづらいという方々に対応する手段を行政側から講じているというその 姿勢もやはり示すことは必要かなというふうに思いますので、これもいつぐらいまで、今検 討どこまで検討を重ねているのかわからないですけれども、そんなにこう検討必要なこと でもないのかなというふうに思うので、総務部長のほうからいつまでにできるのかの御答弁をいただければと思います。

それから、公式のツイッター、フェイスブックについてですね。これも確かに行政側で考えていることはよくわかります。今、例えばそのツイッターとかで言いますと、なりすましというんですか。例えば深谷晃祐にかわってほかの人がわけのわからないことを言って吹聴できたりもこれできるものなので、そういったことがその混乱を招くようなこともあるということも十分承知しております。その公式のアカウントという、要はそのツイッター、フェイスブック、SNS 上のその名前ですか、その脇に公式の例えば行政であるとか、そういったものの公式アカウントには、もう今そのツイッターとフェイスブックの会社側から公式アカウントしてチェックしているマークが、認証マークがもう出ています、既に。なので、それを活用すれば公式のアカウントとして公式の情報を発信するということに関しては、ほかのなりすましともう差をつけられるような状況になっているので、そこについては問題は解決されるかなというふうに思います。

それから、この間の震災の 12 月 7 日のあの地震のとき、多賀城市のホームページの情報は多賀城市サポートセンターのブログとツイッターによってホームページの更新情報が発信されていたのは御存じでしょうか。サポートセンターのスタッフの方がホームページの更新に合わせて、それを多賀城市サポートセンターの公式ツイッターのアカウントで発信

されておりました。

あの中で気になったことが 1 つあって、やはりその周知の大切さということと、迅速にそれを常にやっていなきゃいけないということが、避難所の地図、八幡地区、八幡小学校と書いてありますね。ホームページで八幡小学校は避難所になっておりません。当たり前ですよね。津波が来た場所が大規模収容避難所になっていたのでは困ると。そのことをホームページでうたって、ホームページというのは要は自分がアクセスすればこそ得られる情報であって、そういった緊急を要するような例えば津波で 30 センチで足がすくわれているというときに、津波が来た場所が避難所だというふうにこの地図でまだ新しいものが出されていないので、こういった情報があって市民の方が、仮にそのホームページを見なかった人たちが、八幡地区の人たちが八幡小学校に避難するようなことがもしあれば、そこに津波が来たら、考えられる状況は 1 つなのかなというふうに考えると、いかにふだんからそういった情報を発信することが大切かということがわかるかと思いますので、ぜひこれも今の説明に再質問を聞いて、さらに前向きな気持ちになったか、また、そういったことを進める上で市長どのようにお考えになるか、お伺いいたします。

〇議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

前向きに考えてまいりたいというふうに私は先ほど答弁したつもりでございますけれども、 再度ということで前向きに頑張ってまいりたいと思います。

詳細は、あと総務部長のほうのそちらの担当ということでもう既に言ってありますので、総務部長から答弁させますのでよろしくお願いします。

○議長(板橋惠一)

総務部長。

○総務部長(内海啓二)

おっしゃること、大変わかります。いろいろ心配されることはあるんですけれども、実際上その情報を伝達する手段というようなのは、いわゆる多重にしていったほうがいいわけなんですね。ですから、防災行政無線にだけ頼るのではなくてさまざまな形で、いろいろそのお答え今までもしてきたつもりなんですけれども、例えばエリアメールの活用であったり、あるいはメールのアカウントを登録していただいてそこに発信するなり、そういったような形でのその幾つもの手段、方法でもって情報を伝達していくというふうなことは非常に重要かと思います。

それで、ツイッター、フェイスブックに関しても同様でございまして、総務省のほうでは全国の自治体五、六カ所で今それらのさまざまな情報伝達手段の活用を念頭に置いた実証実験というのをこれやっております。これらのその状況も踏まえながら、我々のほうとしてもこれらがどういった形でその活用が可能なのか、あるいはいわゆる時間的な場面、場面によって使い勝手のいい情報ツールというのがあるかと思います。そういったところのその選

択も含めながら、この辺はしっかりと市長も前向きに取り組んでいただけるというふうな お話でしたので、そのような形で取り組んでまいりたいというふうに思います。

それから、前段アンサーバックの関係ですけれども、これはそもそも本来機能として持っておりますので、今の時点でここでの発言としましては、なるべく早い時期に皆さんのところにそのお知らせをさせていただいて活用していきたいというふうに思っていますので、よろしくどうぞお願いいたします。

〇議長(板橋惠一)

深谷晃祐議員。

〇4番(深谷晃祐議員)

そうですね、非常に前向きな御答弁いただきましたので、ありがとうございます。

やはり行政側としてやれることを全てできる範囲の中でやれることを全てやった上で、市 民の方々に、いや、我々としてはこういう姿勢がある上で、その市民の方の意見を受けると いうことが、やはりあるべき姿かなというふうに思うので、ぜひその防災無線に関しても、 ツイッターにしてもフェイスブックにしてもどちらでも構いません。両方やっても構いま せんし、そういったものをとにかくその情報ツールをいろんな多種多様なものを使ってい ただいて、常に市民の方に安全・安心を提供できるような環境をつくってほしいなというふ うに思います。

それから、最後に、これ行政として、もちろん多賀城市としてやっていただきたいものなんですけれども、これは市長が「よし、わかった。ツイッター始める。フェイスブック始める」と言えば、議会終了後5分で始めることができますので、すぐにでも実行可能かなというふうに思います。ツイッター上で有名なのは村田の町長ですとか、佐賀県の武雄の市長もフェイスブック等やっておりますし、そういった中で震災のときも情報を発信しておりました。そういったものをやはり活用していただいて、そうすれば市長が得た情報を市長が発信して、責任は全て市長が持つということになれば、何ら問題なく行政に迷惑かかることなくできるものでございますので、この点についてはこれぜひ、個人的にそういったものが好きじゃない、好き嫌いもございます。そこも含めてもし市長がやるというのであれば、ここでどうかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(板橋惠一)

市長。

〇市長(菊地健次郎)

いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。余り好きなほうじゃないですね、私もね。よろしくお願いします。

〇議長(板橋惠一)

これをもって一般質問を終わります。

の構築を求める意見書の提出について

○議長(板橋惠一)

日程第3、意見書案第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」 の構築を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。金野議員。

〇7番(金野次男議員)

この意見書案は、11月、12月の議会運営委員会において全会一致で通ったものですので、 趣旨を説明させてもらいます。

我が国は、京都議定書において平成 20 年から 24 年度までの間に温室効果ガスを 6%削減することが国際的に義務づけられております。そのうち 3.8%を森林吸収量により確保することとなっております。地球温暖化対策に取り組む安定的な財源が大幅に不足しているのが現状であります。

よって、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税の一定割合を森林面積に応じて譲与する地方財源を確保、充実する仕組みを早急に構築することを願い、議員各位の賛同をお願いするものでございます。

○議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

いて

〇議長(板橋惠一)

日程第4、意見書案第7号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、意見書案の朗読を省略し、直ちに提出者の金野次男議員から提案理由の説明を求めます。 金野議員。

〇7番(金野次男議員)

県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院 2 歳まででございます。入院就学前までが対象になっており、全国的に見ても最低の 4 府県のうちの一つである。全国では、通院を就学時まで助成する都道府県が多く、群馬県、東京都、鳥取県にあっては、15 歳の年度末まで助成しております。

県内市町村の乳幼児または子供の医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状であります。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子供たちを安心して産み育てることができる社会の充実を目指すには、地方制度の安定化が必要である。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務 教育就学前まで拡充されるよう強く要望する意見書でございます。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長(板橋惠一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

これより意見書案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 請願・陳情

〇議長(板橋惠一)

日程第5、請願・陳情に入ります。

請願第 1 号 無料低額診療事業利用者の薬代一部負担金全額助成を求める意見書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員である戸津川晴美議員から内容の説明を求めます。戸津川議員。

○2番(戸津川晴美議員)

無料低額診療事業について説明をいたします。

無料低額診療事業とは、1951 年に創設された事業で、低所得者に対して医療費の一部または全額を免除するというものであります。県内では仙台厚生病院など6病院1診療所がこの事業を行っております。事業創設当時は薬は全て院内で処方され、薬代は無料減免の対象でありまして問題は生じませんでした。ところが、現在では医薬分業が進みまして、ほとんどの医療機関で院外処方の薬が使用されているため、薬代が本事業の対象とならず、低所得者の自己負担となっております。そのため、受診を控えたり、治療を中断し、病気が悪化するという場合もございます。

そんな中、高知市におきましては全国に先駆けまして 2011 年 4 月より薬代の助成をし、独自事業として実施をしています。予算規模は 2011 年度におきまして 50 万円とお聞きをしております。

経済不況の中、無料低額診療事業は地域の住民の命と健康を守る制度としてますます重要になり、一刻も早い改善が求められていることから、以下3点を請願いたします。

1.政府に対して保険薬局も無料低額診療事業の対象となるよう働きかけていただきたいこと。

2.同時に、当面、保険薬局が無料低額診療事業取得までの間、無低診、無料低額診療事業利用者の薬代を市で全額助成していただきたいこと。

3.多賀城市として地域に向け無料低額診療事業の宣伝を広めていただきたいこと。

以上でございます。議員の皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

〇議長(板橋惠一)

これをもって紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。請願第 1 号については、文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、請願第 1 号は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決

しました。

次に、

陳情第 1 号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情

陳情第2号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める陳情書 陳情第3号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情書

陳情第4号 多賀城駅周辺の整備における地元商業者の事業機会の確保に関する要望書以上4件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

日程第6 議員派遣について

〇議長(板橋惠一)

日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第 100 条の規定により、お手元に配付のとおり、二市三町議長団連絡協議会議員研修会に議会運営委員会において派遣を決定する議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(板橋惠一)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

なお、派遣内容の変更については、議長に一任願います。

〇議長(板橋惠一)

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

〇議長(板橋惠一)

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

これにて平成24年第4回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後1時29分 閉会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 24 年 12 月 19 日 議 長 板橋 惠一 署名議員 竹谷 英昭 同 柳原 清